



平25学事文書第636号  
平成25年(2013年)6月10日

公益財団法人山口きらめき財団  
理事長 二井 関成 様

山口県知事 山本 繁太郎



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。

平成25年6月10日から平成30年6月9日まで